公　　告

次のとおり条件付一般競争入札（事後審査型）を行います。

令和　6年　5月　16日

佐賀県東部工業用水道管理事務所
所　長　　木　下　　研　二

1　競争入札に付する事項

（1）委託業務名　　業委第 2024-06 号
佐賀県東部工業用水道 水処理施設清掃業務委託

（2）委託業務の仕様等　　特記仕様書による

（3）委託期間　　契約締結の日から令和 6 年 12 月 20 日まで

（4）委託場所　　鳥栖市他

2　入札参加資格に関する事項

入札に参加する者は、次に掲げる要件のすべてを満たす者であることを要します。

なお、資格要件確認のため、佐賀県警察本部に照会する場合があります。

（1）　佐賀県内に本店・支店又は営業所を有する者。

（2）　同種業務（工業用水道、上水道、下水道等の水処理施設（沈澱池、ポンプ井等）清掃業務）について過去 10 年（平成 26 年 4 月 1 日から当該案件の公告日まで）に履行実績があること。

（3）　地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の４の規定に該当する者でないこと。

（4）　会社更生法（平成１４年法律第１５４号）又は民事再生法（平成１１年法律第２２５号）に基づき更生手続開始又は民事再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。

（5）　開札の日の６か月前から開札の日までの間、金融機関等において手形又は小切手を不渡りした者でないこと。

（6）　佐賀県発注の契約に係る指名停止処分を受けている者でないこと。

（7）　佐賀県暴力団排除条例（平成２３年佐賀県条例第２８号）第２条第４号に規定する暴力団等に該当しない者。

注)佐賀県暴力団排除条例（平成２３年佐賀県条例第２８号）第２条第４号に規定する暴力団等とは、以下のとおり。

(1)　暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下この項において同じ。）
(2)　暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下この項において同じ。）
(3)　暴力団員でなくなった日から５年を経過しない者
(4)　自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者
(5)　暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
(6)　暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
(7)　暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを利用している者
(8)　役員等（乙が法人である場合にあってはその役員又はその支店若しくは常時業務の契約を締結する事務所の代表者、乙が個人である場合にあっては当該個人以外の者である支配人又は常時業務の契約を締結する事務所の代表者であるものをいう。）に第２号から第７号までに掲げる者がいる者
(9)　第２号から第７号までに掲げる者がその経営に実質的に関与している者

３　仕様等に対する質疑応答

（１）　仕様等に対し質問がある場合は、質問事項を記載した文書を、令和６年５月 17 日（金）から令和６年５月 27 日（月）午後４時までに下記アドレスに電子メールで送付すること。

（２）　質問に対する回答は、令和６年５月 29 日（水）までに佐賀県ホームページに掲載します。

（３）　問い合わせ先

佐賀県東部工業用水道管理事務所　経営・施設担当
E-mail　toukousui@pref.saga.lg.jp
電　話　0942-83-3825

４　入札者に求められる義務

入札に参加しようとする者は、次の書類を令和６年５月 24 日（金）午後４時までに下記の担当に持参又は郵送（同日時までに担当へ必着）してください。
提出した関係資料等について説明を求められた場合は、これに応じなければなりません。
また、必要に応じて追加資料の提出を求めることがあります。
なお、提出された資料については、当該業務に関する目的以外には使用しません。

（１）　入札参加届
（２）　同種業務の履行実績調書

※担当

郵便番号 841-0045　佐賀県鳥栖市安楽寺町 955 番地

佐賀県東部工業用水道管理事務所　経営・施設担当

電　話　0942-83-3825　　FAX　0942-83-7888

E-mail　toukousui@pref.saga.lg.jp

5　入札書の提出場所等

（１）入札及び開札の日時並びに場所

ア　日　　時　　令和 6 年 5 月 31 日（金）10 時

イ　場　　所　　佐賀県鳥栖市安楽寺町 955 番地

佐賀県東部工業用水道管理事務所　2 階　会議室

ウ　入札方法　　入札者の直接持参による入札

（２）入札説明会

実施しません。

（３）開札に関する事項

開札は、入札者又はその代理人を立ち合わせて行ないます。この場合において、入札者又はその代理人が立ち会わないときは、当該入札事務に関係のない当事務所職員を立ち合わせて行ないます。

6　その他

（１）入札保証金及び契約保証金

①入札保証金

ア　入札書の提出期限までに、見積金額の１００分の５以上に相当する金額を納付してください。

イ　入札保証金の納付に代えて、佐賀県東部工業用水道財務規程第１０９条の２の規定により準用する佐賀県財務規則（平成４年佐賀県規則第３５号）第１０４条第１項に基づき、次の各号に掲げる価値の担保を供することができます。

(ｱ) 国債又は地方債　額面金額(割引債券にあっては、時価見積額)

(ｲ) 日本政府の保証する債券又は確実と認められる社債　額面金額又は登録金額(発行価額が額面金額又は登録金額と異なるときは、発行価額)の１０分の８以内で換算して得た金額

(ｳ) 銀行又は確実と認められる金融機関が振り出し、又は支払保証をした小切手(佐賀県内に置かれた手形交換所に加入している金融機関のものに限る。)券面金額

(ｴ) 銀行又は確実と認められる金融機関が引き受け、又は保証若しくは裏書をした手形　券面金額(手形の満期の日が当該手形を提供した日から１月を経過

した日以後であるときは、提供した日の翌日から満期の日までの期間に応じ、券面金額を一般の金融市場における手形の割引率によって割り引いて得た金額）

(ｵ) 銀行又は確実と認められる金融機関に対する定期預金債権　債権証書に記載された金額

(ｶ) 銀行又は確実と認められる金融機関の保証　その保証する金額

ウ　次の場合は、入札保証金の納付が免除されます。

(ｱ) 県を被保険者とする入札保証保険契約（見積金額の１００分の５以上）を締結し、その証書を提出する場合

(ｲ) ２に掲げる要件のすべてを満たす者で、国、地方公共団体その他知事が別に定める団体（以下「国、地方公共団体等」という。）との間において、当該契約と同種かつ同規模の契約を締結し、これらのうち過去２年間に履行期限が到来した契約を適正に履行した実績を有しており、かつ、その者が当該契約を締結しないこととなるおそれがないと認められる者。

(ｳ) 地方自治法施行令第１６７条の５第１項及び第１６７条の１１第２項の規定により、佐賀県知事が定める資格を有するものによる競争に付する場合において、そのものが契約を締結しないこととなるおそれがないと認められる者。

②契約保証金

ア　契約締結の際に、契約金額の１００分の１０以上に相当する金額を納付してください。

イ　契約保証金の納付に代えて、佐賀県東部工業用水道財務規程第１０９条の２の規定に準用する佐賀県財務規則第 116 条の規定に基づき、上記①のイの各号に掲げる価値の担保を供することができます。

ウ　次の場合は、契約保証金の納付が免除されます。

(ｱ) 県を被保険者とする契約保証保険契約（見積金額の１００分の１０以上）を締結し、その証書を提出する場合

(ｲ) ２に掲げる要件のすべてを満たす者で、国、地方公共団体等との間において、当該契約と同種かつ同規模の契約を締結し、これらのうち過去２年間に履行期限が到来した契約を適正に履行した実績を有しており、かつ、その者が当該契約を履行しないこととなるおそれがないと認められる者。

（２）入札書に記載する金額

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の１０パーセントに相当する金額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかは問わず、見積もった契約金額の１１０分の１００に相当する金額を入札書に記載してください。

（３）入札の無効

次の各号のいずれかに該当する者が行なった入札は無効とします。

ア　参加する資格のない者

イ　当該競争について不正行為を行なった者
ウ　入札書の金額、氏名及び印鑑について誤脱又は判読不可能なものを提出した者
エ　保証金を納入しない者及び保証金の納入額が不足する者
オ　一人で二以上の入札をした者
カ　代理人でその資格のない者
キ　前各号に掲げるもののほか、競争の条件に違反した者

（４）入札の中止
次の各号のいずれかに該当する場合は、入札を中止します。この場合の損害は入札者の負担とします。
ア　入札参加者が連合し、又は不穏の行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるとき。
イ　天災その他やむを得ない理由により、入札又は開札を行なうことができないとき。

（５）入札の辞退
入札辞退の取扱いは、次のとおりとする。
ア　入札参加届を提出した者は、入札手続きが終了するまでは、いつでも入札を辞退することができる。
イ　入札を辞退するときは、次の各号に掲げるところにより行うものとする。
(ｱ) 入札執行前にあっては、入札辞退の意思を書面等により契約担当者に行うものとする。
(ｲ) 入札執行中にあっては、その旨を入札書に記載し入札箱に投入するものとする。
ウ　入札を辞退した者は、これを理由として以後の入札において不利益な取扱いを受けるものではない。

（６）落札者の決定方法
ア　有効な入札書提出した者であって予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札候補者とし、直ちに入札参加資格の確認を行い、入札参加資格を有している場合に落札者とします。
イ　落札候補者が入札参加資格を有していない場合には、新たに次の順位の者を落札候補者として入札参加資格の確認を行い、落札者の決定まで同様に繰り返します。
ウ　予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者が二人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札候補者を決定します。この場合において、当該入札者のうち出席しない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて、当該入札事務に関係のない当事務所職員にくじを引かせるものとします。
エ　第一回目の開札の結果、落札者がいないとき（入札金額のうち予定価格の制限範囲内価格の入札がない場合）は直ちに再度の入札を行います。

オ　入札は原則として三回を限度とし、落札者がいない場合は地方自治法施行令第 167 条の２第１項第８号の規定により、最終の入札において有効な入札を行った者のうち、最低金額を記載した入札者と随意契約の交渉を行うことが有ります。

（７）問い合わせ先

佐賀県東部工業用水道管理事務所　経営・施設担当

電　話　0942-83-3825　　FAX　0942-83-7888

E-mail　toukousui@pref.saga.lg.jp